【郷原委員長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第7回年金業務監視委員会を開催いたします。

本日は内山政務官が御出席予定ですが、国会の関係で少し遅れ、後ほど御出席予定です。 本日は、まず、「紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ業務の入札関係」について、説明 をお願いします。

【薄井副理事長】 日本年金機構の副理事長でございます。

それでは、お手元の資料1-1を御覧いただきたいと思います。7月の年金業務監視委員会で、6月に発覚いたしました、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ業務の入札関係の情報漏えいの問題ということで、7月以降の動きについて、今日は御説明させていただきます。

2のところの二つ目の丸でございます。機構におきましては、この問題について、第三者委員による検証会議を7月1日に設けまして、さらに、その下に弁護士等からなる調査チームによる調査を行っていただき、その結果を踏まえて、8月10日に、この検証会議による報告がまとまっております。これは1枚おめくりいただきまして、3ページ、別紙1というところについておりますが、その報告書のポイントでございます。

事実関係につきましては、A社、B社、C社という3社に対し、行為者から情報が漏えいされていたということでございます。

動機については、これはなかなか明確なところはあれなんですけれども、本事業を円滑に実施するための助言を得るということと、C社の社員は社会保険庁時代の元同僚であったということで、その便宜を図るという要素が確認されたということでございます。

一方、事業者から行為者への便宜供与は確認されていないという報告でございました。 行為者以外の職員による情報漏えいの関与は認められず、また、談合等も確認されていない。以上が事案の概要の整理でございます。

「入札に関する取扱い」については、談合等は確認されていないため、入札全体は有効であり、全部で6社が落札しておりましたが、そちらの①、②にございますように、②の仕様書案等を事前に入手していたC社については、競争上、他社に比べて有利な立場に置かれており、「契約を行わないことが適当であると考えられる」という報告でございます。その結果を受けての対応は、後ほど御説明いたします。

3の、「機構が講ずべき再発防止策」ということで、行為者自身の規範意識の欠如等に加えまして、機構としての情報管理体制の不備、調達におきます事業者接触ルールがなかったということがありますので、そちらに記載しておりますように、情報管理体制の整備、調達業務の情報収集等における外部事業者との接触のルール化、あるいは、規範意識の向上、情報管理を中心としたリスク管理、適切な人員配置等々についての御指摘をいただいたところでございます。

お戻りいただきまして、1ページの3について、一つ目の丸にあるように、調達の関係ですが、NTTソルコ社、こちらはC社ですが、「契約を行わないことが適当であると考える」という御指摘がありましたので、C社の落札した千葉拠点と新潟拠点の2拠点、そして、5月の入札で不落となっていた埼玉拠点の計3拠点につきまして、官報公告自体は9月3日でしたが、10月25日に再入札を実施いたしました。

この再入札に当たりましては、検証会議における指摘等も踏まえ、例えば、仕様書などを保存するファイルへのアクセス制限、2ページにまいりまして、事業者と接触する際には、上司、同僚への転送、同送を求める。既落札者は5社ございますが、5社に提供した業務手順書等の情報についてもインターネットで公表し、提案書に関する評価委員会に外部の委員も入ってもらう。このような措置を講じて、再入札を実施いたしました。

別紙2として、資料の4ページからですが、10月1日に、事業者との接触のルール、情報収集に当たっての留意事項等を定めました、「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」というものを決めております。

その次の丸ですが、調達の関係は、先ほど申し上げたような格好で整理をいたしましたが、それ以外にも様々な御指摘をいただいておりますので、10月29日に、「情報漏えい事案の再発防止のためのアクション・プラン」を決定しており、別紙3ということで、8ページからでございます。

9ページを御覧いただきたいと思いますが、「個人の見識に依存しない情報管理体制の整備」ということで、例えば、秘密情報についてのアクセス制限とかパスワードの保護といった指摘等がございましたので、「情報セキュリティ対策の手引書」を平成22年度中に策定します。また、情報管理の強化のためのチェック体制を含む情報保護管理計画を策定し、こちらも平成22年度中に策定ということで準備を進めてまいります。

次に、「秘密情報についての秘密指定の徹底」ということで、これも先ほどの手引書等で 整理をします。

「研修等を通じた情報管理の指針の周知徹底と職員の意識改革」ということで、機構内への周知、LANシステムを活用した研修実施、職員の意識喚起ということを、整理がで

きたところで、来年1月から順次実施しようということです。

10ページの上の丸ですが、「調達業務における外部事業者との接触のルール化」ということで、先ほど申し上げたルールに基づいて進めていくということでございます。

10ページの下のほうにある、「規範意識の向上」ですが、こちらにつきましては、意識向上、組織風土の改革ということで、コンプライアンス問題事案の事例集等の参考資料を作り、機構LAN掲示版に掲示する、朝礼等で活用するといった取組を進めてまいります。

職員に対する意識調査ということで、リスク・コンプライアンスのための意識調査を毎年度実施し、その結果を踏まえて取組を進めるということでございます。今年度につきましては、既に調査を実施しております。

11ページにまいりまして、「機構全体のリスク管理」ということですが、各部署、職員一人一人に対するリスク管理のための啓発指導ということで、こちらもLANシステムを活用した研修実施、機構全体としてのリスク管理体制の整備ということで、リスクアセスメント調査を、今、進めておりますが、その結果を反映するということでございます。

11ページの下のほう、「適切な人員配置」ということですが、こちらについては、業務量等を勘案した適切な人員配置や、専門性を要する場合の合理的な調達手段の選択可能化ということで、専門的な意見、情報が必要な場合には、機構のホームページで調達関連の情報提供依頼を行うという仕組みを作ったところでございます。

12ページにまいりまして、機構職員の経験、ノウハウの蓄積と継承につきましては、キャリアパターンというものを検討していき、適切な人事配置を行います。ノウハウを共有できる仕組みにつきましては、内部手順書などを策定して、情報としての共有を推進する。特に、調達業務については、重点的に適正化を進めるということでございます。

12ページの下ですが、「業務内容及び実績に基づいた適切な人事評価」と、「キャリアパスを明示した人事ローテーション」ということで、いわゆる、固定的な三層構造を一掃するための全国異動といったものを、これからも進めていきます。キャリアパターンについては、現在、整理をしておりますが、これを職員に周知するということでございます。

風通しのよい職場にするということについては、10月から「組織風土改革実践プロジェクトチーム」を作り、できることから順次取り組んでいくことにしているところです。

こういった形でアクション・プランを定めましたが、後ほど説明がありますが、資料1-2にあるような形で、情報漏えいの再発防止について、私どものアクション・プランを踏まえて、厚生労働省のほうからの指示もございました。

そのようなことも受けまして、13ページでございますが、「アクション・プランの各具体 的取組項目の実施、完了状況に係る監視」ということで、機構の監査部を中心として実施、 フォローも行っていくということを盛り込ませていただいております。

話が飛びますが、これらの関係について、今回の情報漏えいの話は、紙コン業務の情報漏えいを受けてということですが、資料1-2の6ページから御覧いただきたいと思います。これは、日本年金機構の四国ブロック本部の愛媛事務センターにおいて、職員が年金個人情報を漏えいした疑いで逮捕されるということが、11月5日にございました。

まだ、捜査が継続中でございますが、事務センターの管理職である職員が、年金に係る個人情報を漏らしたということで、国家公務員法違反、これは社会保険庁時代の行為についてで、日本年金機構になってからの行為については日本年金機構法違反の疑いで逮捕され、今、捜査を受けているところでございます。

まだ、捜査途上なので、具体的内容ははっきりいたしませんが、平成16年に社会保険庁職員による年金個人情報の目的外閲覧ということがあり、これは当時、大きな問題になり、このようなものについてはチェックをするということにしておりましたが、管理職自らが氏名索引によって年金個人情報にアクセスした場合のチェックが十分でなかったというところがございましたので、これにつきましては、別の職員がちゃんとチェックするという指示を、先般したところでございます。

話が脇にそれましたけど、もう一度、資料1-1の2ページにお戻りいただきたいと思います。

今、申し上げたように、アクション・プランを作りましたが、2ページの一番下の丸ですが、行為者については、その後、10月14日に、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」違反容疑で逮捕されまして、11月4日に略式起訴となっております。

機構においては、この当該職員については、懲戒解雇ということにいたしました。

また、15ページにございますように、これは機構としても、非常に大きな問題ですので、 役員につきましても、管理監督責任ということで、理事長と副理事長については注意、担 当理事については訓告ということにいたしました。職員につきましては、記録問題対策部 長が上司でございますが、訓告という制裁を科すことにいたしました。

なお、役員のところの下に米印で書いてございますが、役員3名につきましては、月額報酬の10分の1を2か月間辞退するということにしたところでございます。

15ページのⅡでございます。C社、NTTソルコ社については、当初、3か月間の入札 参加資格の停止と競争参加資格期間の停止をしていたわけですが、ソルコ社の社員も逮捕 されたことを受けて、競争参加資格停止期間を1年間に延長するという措置を講じたとこ ろでございます。 機構としての対応は以上ですが、先ほど御説明いたしました年金局の指示について、年 金局から説明してもらいたいと思います。

## 【藤原事業企画課長】 年金局の事業企画課長でございます。

若干、薄井副理事長の御説明と重複するところも出てまいりますが、お手元の資料1-2をお手にとっていただければと思います。資料1-2という資料は、11月19日に藤村厚生労働副大臣が主査をしております、「保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム」という、別の文脈ですが、省内の情報漏えい事案等に対して検討をしているチームがございまして、そちらのほうに御報告を差し上げた内容を、19日に報道発表させていただき、その資料を使わせていただいております。

2ページをお開きいただきたいのですが、ただいま薄井副理事長のほうからお話がございましたように、入札情報の漏えい事案について、第三者による検証会議、また日本年金機構の運営会議の決定としての「情報漏えいの再発防止のためのアクション・プラン」の策定、こうした取組がございますが、厚生労働省としては、この入札情報の漏えい事案につきまして、2ページの2の(1)のところに記載しておりますが、藤村副大臣を主査とする再発防止検討チームに、10月18日に報告しました。また、10月29日に機構のほうでアクション・プランが策定されたわけですが、こちらに対して、厚生労働省年金局のほうでヒアリングを実施するなど、日本年金機構における取組を、この間、しっかりと把握をして、その内容に遺漏がないように努めてきているところでございます。

3ページから4ページの、(3)で項目が幾つかございますが、厚生労働省年金局としまして、この間、機構へのヒアリング等を通じて、特にアクション・プランの着実な実施、また、先ほど薄井副理事長の御説明にもありましたが、機構においても、(3)の③の部分ですが、しっかりと直属の監査部を活用して、実施状況の効果的な把握に努める。

それに加えて、④のところの項目ですが、特に機構のたくさんある部署において、早急に、直ちに取り組んでいただきたいというような話につきまして、情報へのアクセス制限の話や、入札の事業者に対する接触の関係の実施要領の施行の関係、こうした点について、特に取り上げ、4ページの(4)にありますように、11月12日付で、厚生労働省年金局長名で日本年金機構理事長に対して、3ページの(3)に掲げているような事項についての取組を促すという指示を出したところでございます。

また、この間、薄井副理事長の御説明にもございましたが、愛媛の事務センターの職員が、年金個人情報の漏えいの疑いで逮捕されたという事案が発生いたしましたので、年金個人情報の管理につきましても、指示事項ということで、11月12日に指示をしたという経緯でございます。

こうした日本年金機構に対する指示の内容が、しっかりと実際に施行されていくように、 引き続き、機構と年金局において、協同して、しっかりフォローしていくということが、 4ページの(5)のところに書いてあります。

こうした一連の話を、19日の副大臣の検討チームに報告したという経緯です。 年金局のほうから、以上でございます。

【郷原委員長】 それでは、ただいまの報告について、何か御質問、御意見をお願いします。

【村岡委員】 こういう話は、別に年金だけではなくて、御承知のように、最近、電子メールやアクセスは、企業によっては、ログを全部きちんと取っておき、しかるべき箇所が全部必要であれば、全数チェックや、抜取りチェックをやっておられるところもあるようなので、いろいろ職員を疑うという観点からまずいのかもしれませんが、コンプライアンスという意味では、先ほど電子メールについてCCをするとありましたが、もうちょっと、本当に突っ込めば、技術的にはいろいろやる方法があると思いますので、その辺りはチェックとバランスとの関係だと思いますが、いろいろ参考にされたらいいのではないかと思います。

【薄井副理事長】 具体的に、例えば、民間の取扱いなどを聞くと、外部とやり取りをするときには必ずCCをしないとメールの発信ができないとか、そのような仕組みを取られているところもあると聞いておりますので、そういうものも、すぐにはできませんけれども、踏まえて、取り組んでいきたいと思っております。

【郷原委員長】 先ほど、紙コン業務の入札問題で、ソルコ社の入札参加資格停止を3か月から1年に変更したということなんですが、この理由はどういうことなんですか。

【遠藤調達部長】 当初3か月にしていましたのは、8月10日の報告の時点では、いろいろと情報提供があったのは確かですが、逮捕者がなかったということで、「不適切な行為」があったということを、内部の要領を適用して3か月としたところですが、逮捕者が出るということになりますと、やはり、かなり重い事案になりますので、逮捕者が出た場合の期間の要件に合わせまして、12か月の判断をさせていただきました。

【郷原委員長】 確かに、逮捕者が出る事件と出ない事件とは、一般的に重大さのレベルが違うということは言えるのでしょうが、この件は、もともと、機構で十分に事実関係は自主的に調査していたわけだし、第三者検証の結果も、もうこの時点ではおおむねわかっているはずですよね。調査結果に基づいて、3か月という処分にしているわけです。

警視庁の捜査結果で、特別に何か新しいことがわかったと思えないんです。単に逮捕という司法上の一つの手段が講じられたかどうかということで、3か月という停止期間と1

年という停止期間では、差が4倍にもなるので、そういう変更をすることが適切だとは到 底思えないんです。

【遠藤調達部長】 日本年金機構で用意している停止の関係の要領については、全省庁が規定しているモデルがあるんですが、それと同様の内容にさせていただいておりますので、そうすると、逮捕者が出たか、出ないかで、やはり期間の扱い方が違いますので、全省庁で使っているモデルをそのまま適応させていただいたということでございます。

【郷原委員長】 一般的にはそうなんですが……。

【薄井副理事長】 そういうものに倣っているというのも一つございますが、一方で、 行為自体は、もう第三者検証会議でかなり明らかになっていたと、私どもは受け止めてお ります。

C社の行為は、契約をするのは適当でないという判断でしたが、言わば、C社の社員の行為の重さのようなものをどう捉えるのかというところにつきましては、捜査当局が、C社の社員も逮捕に至ったということで、最終的にも、略式起訴ですが、これはもう決まっているということでありますので、そのような状況を踏まえれば、ある程度、重さといいますか、それがより明らかになりました。ルール上は、先ほど申し上げたように、共通ルールに基づいて、私どもも作っておりますので、それに該当するという判断をしたということでございます。

【草野委員】 愛媛の事案は、どういう経緯で発覚したんでしょうか。

【薄井副理事長】 これは、捜査がまだ続いておりますので、よくわかりませんが、新聞報道等も含めて、私どもが承知しているところから言いますと、行為者が、当時、今治社会保険事務所の課長として在任していたときと、今の愛媛事務センターのグループ長で勤務しているときに、多分、もともと愛媛県内におられた方で、借金がある方がいらっしゃって、その方が別のところに行っている。その方に関する情報を、ある人から求められて提供したというのが、事実関係のようなんです。

きっかけがどういうことであったか、捜査の端緒がどこであったかというところは、私 どももつまびらかにいたしません。

【草野委員】 では、またわかったら、是非御報告をお願いしたいということです。

もう一点、アクション・プランの中の適切な人員配置、ページで言うと、11ページのと ころですが、調達に関して、専門的な意見や情報が必要な場合は、機構のホームページで、 情報提供依頼を行う仕組みとあります。

今回の情報漏えいというのは、多分、何百億円の入札は、初めての御経験ですよね。これまでやったことがないような、どれだけ有用な情報を手に入れるかというときに、不公

正、不公平な入札が起きなければいいわけで、こういう形で縛ってしまうと、本当に有用な情報とか、また、有効な手段の模索みたいなことができるのでしょうか。

【遠藤調達部長】 調達に関しまして、新規の事案で、自分たちの中に蓄積がないものが、実際に調達の案件として出てきた場合については、政府調達と言われる案件であれば、官報に、例えば、意見招請、資料招請などがあるのですが、それに該当しないものでも、機構につきましては、積極的にホームページで、例えば、仕様書案を提示して、どこかの会社に偏った仕様になっていないかどうか、そういったところもいろいろ意見を聞いて、慎重にやろうではないかということで、こういう対応をさせていただいております。

【薄井副理事長】 もちろん、今、草野委員がおっしゃられたように、ものによって、どういうふうな情報提供ができるのかというところもございます。私どもは仕事をするに当たっては、情報を収集して、できるだけ効率的にやっていくということも大事だと考えておりますので、こういう基本的な考え方の下で、実際には個別事案を踏まえて、対応していくことになろうと考えております。

【吉山委員】 愛媛の事案についてお尋ねします。

これは、ちょうど日本年金機構になる前と、なってからの行為なんですが、今まで、やはり他人の情報を閲覧してしまったというのが非常に多くありまして、現時点で把握されているものは、他にも出てこないとも限らないのですが、その辺りの調査は進めていますでしょうか。

【薄井副理事長】 個人情報を漏えいした事案は、過去のことはちょっとあれですけれども、直近ではこの事案ということです。

実は、年金個人情報を目的外で閲覧するという事例は、機構になりましても、まだ散見されます。比較的多いのが、年金相談に当たる職員が、練習のために自分自身の記録を見るというのがございます。これもいわゆる目的として認められている話ではないので、そういうものはやってはいけないということを何回か指導しているんですが、十分浸透しておらず、現実にそのような行為を行った人がいます。こういう職員については、何らかの形の制裁を行ってきています。先般も3件ほど行ったところでございます。

いずれにしても、そのような目的外閲覧をしたら、業務目的か目的外かということで、 薄井なら薄井という名前で呼び出すときには、何らかの目的があってやっているはずなの で、その目的のリストとコンピュータに当たったリストを突合するということを今やって おります。一般の職員が行ったケースについては、そのような形で見付けて、必要な措置 を執るということでやっております。

ただ、業務担当課長等がチェックする形になっていましたので、管理者自ら行ったケー

スについては不明確でしたので、今回そこは整理したということでございます。

【片桐委員】 今のアクセス制限のところについて伺いたいのですが、資料1-2のところに、「個人情報保護管理事務取扱要領」が参考として載っていまして、そこで、リストを出力して、業務担当課長が照会票と突合せることにより、点検・確認を行うことがありますが、これは、具体的にはどういう形で、チェックした結果、日々の監視体制の結果を残しているのかということと、残されたものに関して、監査がどのような形で行われてきたのかということを教えていただけますでしょうか。

【寺沢リスク・コンプライアンス部長】 それぞれの現場、事務所等では、当日、氏名 検索をしますと、そのリストを作っておりまして、翌日、ウィンドウ・マシンのほうから、 前日の結果が出てきますので、その結果を役席の課長職等が突合せをして、齟齬がないか どうかという確認をしております。それをとじて、事務所で一定期間、保管しているとい う形になっております。

当然、私どもの部署では、ウィンドウ・マシンで検索した結果の記録を、週次で、全体をもらっておりますので、それとはまた別の形で、著名人等の検索をしたことはないかという確認と、もし個別の事案が起きた場合は、例えば、このお客様の記録について、いつ、誰が検索をしたかという履歴が取れるようになっておりますので、そういったもので調査等をしております。

【片桐委員】 そうしますと、現場では書類が残されているということですが、それは、 監査では見てはいらっしゃらないということなのでしょうか。

【薄井副理事長】 今日は監査担当が来ておりませんので、そこは確認させていただきますが、監査項目の中にどのような形で入っているのか、確認して御報告します。

【郷原委員長】 先ほど、説明していただいた今回の情報漏えい事件を受けた対応についてというのは、基本的に現在の総合評価方式を前提にした対応ですよね。価格ではなく、仕様や評価などの難しい問題があって、職員の話によると、OBの人にいろいろ意見を求めた、知恵を借りたということが、結局、こういう刑事事件にまで発展したということが契機になって、このような見直しをしたということですよね。

この前の仕分けで、この入札方式を改めるべきだという指摘が行われたと報道で聞いた んですが、それはどういうことなのですか。

【伊原記録問題対策部長】 前回、事業仕分けの中で、事件が起こったきっかけは総合 評価方式にあるのではないか、価格だけで決めるようなことができないかというような御 意見もございました。ただ、最終的に事業仕分けでは、そういう価格的な要素を重視した形で、更なる入札の見直しをしなさいという形で、御意見をいただいております。

その背景には、今回行った総合評価方式自体がまずいというよりは、総合評価方式の中で、技術点とか、そういうところの比重が相当高くて、要は、価格競争の部分がなおざりになっていたのではないかという御指摘がございました。それが最後の仕分けの結果として、御指摘を受けております。

【郷原委員長】 機構としては、あるいは、年金局としては、どう受け止めるんですか。 【伊原記録問題対策部長】 事業仕分けの場では、単なる価格競争だけでは、今回のような紙コンの事業は難しい。もう一つは、過去の社会保険庁でいろいろ外部委託したときに、一般競争、単なる価格競争でやって、いろいろ不祥事が生じた経緯もありますので、

ただ、事業仕分けの結果として、先ほど申し上げたような御指摘を受けたので、現在、 そうした御指摘に沿うように、どのような見直しをすべきか、年金局と相談しているとこ ろであります。

そこはなかなか慎重にならざるを得ないという御説明はいたしました。

【郷原委員長】 いろいろな事業について、いろいろな執行のやり方があると思うんです。そのやり方についても、いろいろな検討の方法があると思うんですが、この年金業務については、今回の問題が発生した以降も、我々、年金業務監視委員会でも、何回もその報告も受けて、やり方の改善等についても、我々なりにアドバイスをしてきたつもりですし、その中で価格競争を重視すればいいという話は一つも出ていないと思うんです。

そもそも紙コンの入札自体をやることがどうなのかという問題意識は、我々はあるんですが、やるとすれば、この発注方式を価格競争という方向に持っていくというのは、おそらくかえって非合理的な方法だろうというのは共通認識ではないかと、私は思うんです。 それを仕分けの場で、短時間の間にそういう話が出てきて、それを重く受け止めざるを得なくなってきたら、今までの議論は何だったのかということになると思うんです。

むしろ、その事業の執行の在り方、どういうふうにして、その適正さが担保されている のか、せっかく総務省にも年金業務監視委員会という組織もあり、そこにも理解をしても らいながらやっているとか、そういったことは、仕分けの場で説明はされたんですか。

【伊原記録問題対策部長】 事業仕分けの場は、厳しい御質問がございまして、正直、今のような御説明をするまでの時間はありませんでしたが、ただ、この業務自身は正確性が大事で、これで第2の記録問題を起こしてはいけないと、こういう問題意識なので、安かろう、悪かろうということは一切できませんということは何度も申し上げてまいりましたし、そのような問題意識で事業運営をしておりますということは申し上げました。

ただ、委員長の御指摘のように、監視委員会でという固有名詞は申し上げておりませんでした。

【郷原委員長】 できれば、そういったことにも活用してもらいたいんです。密室で予算を付け、これでいいんだという今までの官僚のやり方がよくないというのが、今回の仕分けの基本理念だと思うんです。

しかし、今やっていることが全てそうではなくて、いろいろな人の知恵も借りながらやっているものがあって、まさに今回のケースなどはそういうやり方をしているわけですから、そのように軽々と価格競争に持っていけばいいという議論をすべきではないと、やはり一言言ってもらったほうがいいと思うんです。そうすれば、我々だって、今後、来年度以降の発注をどうしていくかということに関して、また、それなりに意見を言っていくこともできると思うんです。

【薄井副理事長】 今のお話は具体的に、年金局とも相談して、来年度の予算のセットはこれからですし、それの執行というのはこれからですから、私どもとしても、先ほど伊原が申し上げたように、安かろう、悪かろうはいけないという観点に立って、よく整理をしていきたいと思います。

【郷原委員長】 一つだけ気を付けていただきたいのは、質の問題と価格の問題は、当然両方チェックしないといけないわけです。下手なチェックの仕方をすると、先に質についてある程度の制限を掛けた上で、その中で最終的に価格で決めるというやり方を、もし、採ったとしたら、入札結果は、かえって高くなるかもしれないです。

ですから、それは総合的に知恵を働かせていかなければいけないわけで、仕分けでこういうふうに言われたから、今のままではまずいから、とにかくちょっとでも価格競争重視に変えるという言い訳のようなことは、絶対やるべきではないと思うんです。そこは筋を通すべきだと思います。

【高山委員長代理】 今回の情報漏えいについて、機構の幹部職員に対する処分の内容 が別紙で最後に付いております。 2人が注意処分ではなくて、訓告処分になっています。

今回、組織変更とともに、皆さん、大変忙しい思いで仕事をなさっていた中で、部下がこういう不祥事を起こしてしまった。直属の上司であるとはいえ、それを未然に防ぐような余地があったのかどうか。理事長、副理事長は注意処分にとどめ、直属の上司2人は訓告処分にした、その量定の判断基準はどういうことだったんでしょうか。

【薄井副理事長】 実は、役員につきましては、私ども役員が自らやるというのはいけないので、機構の非常勤理事と外部の委員を加えた役員制裁審査委員会というところで、御判断の上、こういうことになっております。職員につきましては、機構の理事長の名前で制裁を行うということになっております。

具体的に本件について申し上げると、行為者が最終的に懲戒解雇に相当するような行為

であったということで、いわゆる行為者が解雇になるということについては、一つは直属の上司について、やはり監督責任はあるだろうということで、過去の厚生労働省の社会保険庁の事例でも、懲戒免職の場合は、直属の上司について訓告というのが、相場観という言葉は悪いですが、大体そういう事例がございます。

本件については、もちろんいろいろと防止策を講じていればということで、例えば、情報の管理を徹底していればとか、これは機構として、情報提供なり、情報収集の際のルールを作っていればとか、あるいは、コンピュータの中でパスワードを掛けて、情報を見られなくしていればというところもございますので、そういうもろもろの要素を勘案して、記録問題対策部長については訓告ということにいたしました。

それも踏まえて、役員制裁委員会のほうで、担当理事なり、あるいは理事長、副理事長 について、いかなる制裁が適当かを御議論いただいて、こういう結論になったものと受け 止めているところでございます。

【村岡委員】 本件と直接関係ないんですが、入札に関して、これはこれでいいと思うのですが、御承知のように、ソフトウェア案件になると、こういう形式論だけでうまくいくかどうかというのは、問題があると思います。

建築物の場合には、設計事務所という第三者的な設計機関があって、いわゆる建築業者と別なのでいいのですが、残念ながら、IT業界においては、そういう仕組みがないわけですよね。

そうしますと、発注元に仕様書、技術動向に基づいて作る力が十分にあるか、ない場合には、どうしても、発注先になり得るところと、悪い意味で言うわけではないですけど、相当突っ込んだ議論をしませんと、本当の意味での価格性能比がいいものはできないというのは、御承知のとおりです。

その辺り、近々、ソフトウエア案件というものは随分出てくると思うんですが、いろいろな官庁でもCIOを設けられたりとか、いろいろな形でやっておられると思うんですが、その辺りは形式論だけではなくて、是非、経験をきちんと踏まえたところからノウハウを取ってやっていかないと。仕様書は仕様書ですから、「書いた仕様書からは一歩も間違っていけません」と言われると、受けるほうは「わかりました。多少これだと高くなりますよね」と言っても、仕方がないということになってしまうので、その辺り、是非、これからの課題としては、十分にお考えいただいたほうがいいと思うので、よろしくお願いします。

【薄井副理事長】 今の御指摘は、一つは機構としてのITの管理体制はきちんとやるべしということで、御案内のように、機構のCIOということで、民間のシステム業界出身の方を理事として、その人をトップにして、今、取組をしております。

そこの体制も、社会保険庁時代のIT担当者のスキルの問題もございますので、年金業務に詳しいというのと併せて、IT経験者の中途採用は社会保険庁時代からやっており、機構になってからも進めておりまして、そういう意味の機構としてのスキルの向上というのが一つです。

もう一つは、いわゆる直接の当事者とのコミュニケーションをどう取るかというのも非常に重要で、ただ、不透明なことはあまりあってはいけないという形で、そこはきちんとやっていきます。

最後に、今もやっておりますけど、IT関係のアドバイスをしてもらう事業者、この事業者はその業務については入ってこられない格好になりますが、IT関係のアドバイスを事業者にお願いしてやってもらっているところでございます。そういうふうなものをもろもろ加えて、きちんとできるように取り組んでいきたいと思っております。なかなか難しい課題ではあると思いますけど、取り組んでいきたいと思っております。

【郷原委員長】 政務官がお見えになったので、若干、今までの経過を御説明しておきますと、情報漏えい事件について説明を受けまして、いろいろな意見を我々のほうから言っているところです。

大まかに申しますと、この件について逮捕者が出たことによって、再度処分を行ったことや、入札参加停止期間を延長したというようなことが行われているんですが、実はこの件については、これまでも第三者の検証も経て、我々も報告を受けて、かなり徹底した措置を執ってきたつもりで、改めてそういう措置を見直す必要があるのか、あるいは、重い処分をする必要があるのかというような点について、疑問の意見をこちらのほうから述べたということです。

先ほど私が申しましたのは、今回の件については、いろいろな再発防止策が講じられているわけですが、これらは現在の総合評価方式を前提とした措置が講じられています。ところが、聞くところによると、この前の仕分けで、そのやり方を見直すようにという指摘が行われたと聞いているものですから、それは、一般的に仕分けでは、官僚だけでやってきた予算の付け方が見直されるということには、それなりに意味のあることだと思いますけれども、今回の件については、我々、年金業務監視委員会でも、相当報告を受けて対応してきて、そういうやり方の中で価格競争重視などという話は全然出てきてなかった話で、果たしてそういうふうな方向に持っていく必要があるんだろうかという疑問も述べさせてもらいました。今後の予算の措置を講じることや、今後の検討に生かしてもらいたいということを述べたところです。

【内山政務官】 わかりました。

【郷原委員長】 それでは、この件はこの辺りにして、次の議題、「年金業務に係る市区町村との連携」について説明をお願いします。

【橋本事業管理課長】 年金局の事業管理課長でございます。

お手元に資料2-1と2-2がございます。こちらについて、私のほうから、全部まとめて御説明させていただきます。

まず、資料2-1のほうでございますが、1ページをお開きいただきますと、「厚生労働省に対する年金業務に係る意見・要望の流れ」というものがございます。通常であれば、厚労省に対する年金業務についての御意見・御要望につきまして、地方厚生局の年金担当課や、本省であれば、厚生労働省の年金局の各課でお受けするということになろうかと思います。

ただ、今回のお話につきまして、具体的にどういうふうな経緯だったのかについては、 詳細は承知しておりませんが、市町村のほうから要望書を出したいと持ち込んだら、厚生 労働省の地方支分部局のほうでは受けないということで断られたというお話があったとい うことが契機になっているとお聞きしております。

経緯はよくわかりませんが、今後、そういった形でお断りするということが生じるのは、 私どもとしても本意ではございませんので、この際、御要望がなされたときの取扱いについては、文書で取扱いを徹底するようにいたしたいと思っております。

なお、日本年金機構のほうに要望書をお持ちになるというケースもあろうかと思います。 日本年金機構のブロック本部とか、あるいは、年金事務所のほうに対して、地方公共団体 のほうから、年金業務についての御意見、御要望があった場合には、機構本部に報告され ます。この中で、制度改善要望等の厚生労働省に対する意見・要望につきましては、機構 本部のほうから、私ども年金局の事業管理課に報告をいただきまして、関連する部署に提 供させていただいております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。地方公共団体と年金業務の連携ということで御質問をいただいたわけですが、社会保険庁廃止後の市町村との関係ということで、資料を出させていただきました。

市町村で実施していただいている、国民年金などの法定受託事務の中身につきましては、 平成11年の地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に整理をされたものでして、 これは社会保険庁廃止前と廃止後で変更はございません。

協力・連携事務につきましては、市町村との間での具体的な調整は、年金事務所が中心になって行っております。具体的には、年金事務所は、戸籍とか所得情報の提供など、市町村との協力連携が必要な事業について、市町村に依頼しまして、事業の中身について、

年金事務所と市町村の間で調整を行い、市町村のほうで協力連携計画書を作成していただきます。市町村はこの計画書を地方厚生局に提出いただきまして、地方厚生局では、この計画書を取りまとめて、私ども年金局に提出します。

市町村への事務費交付金については、市町村から地方厚生局を通じて、私ども本省のほうに交付申請を出していただくことになっていまして、地方厚生局におきましては、市町村から出された交付申請書、協力連携計画書に基づいて審査を行い、申請書を取りまとめて、年金局に提出していただいています。そして、年金局で、この地方厚生局が審査した申請書に基づき、交付金を交付いたします。

具体的に法定受託事務とか協力・連携事務というのは、どのような中身なのかということで、資料の3ページから5ページで整理をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

地方分権一括法のときの整理について、まず3ページのところにございますように、平成9年の地方分権推進委員会の第3次勧告というものを踏まえ、平成11年に法改正がなされております。そして、平成12年、平成14年と段階的に事務が移管されております。

この改正によって、私どもは地方事務官制度と呼んでおりましたが、身分は国家公務員でありながら、都道府県知事の指揮命令を受けるという、非常に変則的な制度がございました。これを廃止し、従来、機関委任事務と呼ばれていたものを整理して、国の事務と地方の事務ということで、明確にしたわけでございます。

例えば、3ページの適用関係というところを御覧いただきますと、国民年金の適用につきまして、第1号被保険者の届出の受理というのは、以前からずっと市町村の事務ということになっていますが、平成12年度から年金手帳の交付が、平成14年度から第3号被保険者の届出の受理が、社会保険事務所のほうに移管されているというわけでございます。

国年の保険料の徴収ということで見ますと、過年度分については、以前から社会保険事務所の事務となっていたわけでございますが、現年度分につきましては、平成14年度から社会保険事務所に移管されております。

同様に、以下、記録管理事務や、年金給付関係の事務につきましても、順次、移管がされているわけでございます。

4ページにまいりまして、法定受託事務の主な内容ということで列挙させていただいて おります。

それぞれ御覧いただければと思いますが、主立ったところで申し上げれば、1番目のところにございますのが、「被保険者(第2・第3号被保険者を除く)」となっておりますので、これは第1号被保険者ということでございます。第1号被保険者の資格の取得・喪失、

種別の変更、氏名・住所の変更等についての届出の受理、それを審査して、年金事務所の ほうに報告をするということが一つ、代表的な事務でございます。

2番、3番のところにございますが、任意加入・任意脱退という制度がございます。これについての申出の受理、審査等でございます。

4番目が、年金手帳についての交付は既に移管されていますが、再交付を行うということでございます。

5番目のところにございますように、保険料の免除ですとか、あるいは学生納付特例、 若年者納付猶予の申請を受理、申請についての審査をし、報告をする。この辺りが代表的 な事務ということになってございます。

続きまして、5ページですが、協力・連携事務でございます。具体的にどのような中身のものがあるのかということで、その事務を行っていただいている市町村の数と一緒に掲げておりますが、かなり一般的なもので申しますと、2の(1)の資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進。(3)の保険料納付督励広報記事等の広報誌への掲載。(4)の市町村において行われる相談業務。(5)の中で、アというところですが、申請免除該当者に係る情報提供ということで、いわゆる所得情報の提供。この辺りが代表的なものですが、最近では、(5)のオというところに、名寄せ特別便に関する記録調査への協力というものもございます。こういった記録問題に関する仕事についても、協力をいただけるところについては、市町村のほうで御協力をいただいているという状況です。

続きまして、資料の6ページです。今度は、地方厚生局の体制ですが、地方厚生局の中に、年金調整課あるいは年金管理課といった課がございます。

このページの一番下のところにありますが、年金調整課を設置している地方厚生局は、 関東信越、東海北陸、近畿、九州でございます。比較的規模の大きいところが、年金調整 課を設置しております。年金管理課は、北海道、東北、中国四国ということで、比較的規 模の小さいところに、年金管理課を設置しております。

こちらにおきましては、政府が管掌する年金事業等の実施に関する地方公共団体等との 連絡調整を行うことが、所掌事務の一つとされ、窓口になってございます。

御参考として、ここにそれぞれの組織規則上の書き方を記載させていただきましたが、 具体的な業務内容となりますと、国民年金の法改正が行われたときの市町村に対する制度 改正の周知ですとか、あるいは、照会を受けた場合の回答ですとか、先ほど少し申し上げ た市町村からの交付金の申請書あるいは協力連携計画書の受理あるいは審査、こういった 交付金関係の連絡調整事務などを中心に行っております。

7ページのところに、地方厚生局の全体の組織図を書かせていただきました。少し太い

囲みで囲ってあるところが、年金調整課又は年金管理課です。

続きまして、資料2-2のほうを御説明させていただきます。市町村の市町村情報照会 システム、市町村照会電話についてです。

まず、1ページでは、市町村情報照会システムの中で、どのような情報を提供しているのかという御質問に対する回答を書かせていただきました。このシステムは、市町村での法定受託事務の円滑な推進に資するということで、平成14年4月から市町村に端末を置かせていただき、情報提供を行っているものです。

現在、提供している具体的な内容としては、1の国民年金被保険者情報については、第 1号被保険者関係の情報でございます。2といたしまして、第2号被保険者喪失情報とい うことで、厚生年金や共済年金などの、いわゆる第2号被保険者の喪失ということがあっ た場合の喪失情報を受けて、提供しているというものです。

さらに、2ページですが、こちらに市町村情報照会システムの概要②ということで、システム構成と業務の流れの図を記載しております。日本年金機構の本部に情報提供用のサーバを設置いたしまして、市町村の照会用パソコンに情報を送っております。

この数でございますが、平成22年11月5日現在で、2,866台のパソコンが置かれております。また、現時点での推奨OSにつきましては、2ページの右下のところに記載されている6種類となっております。

続きまして、3ページのほうにまいりますが、提供する情報の中身についての考え方です。これは先ほど少し触れました平成9年の地方分権推進委員会第3次勧告の中で、例えば、真ん中の辺りに矢印で囲んであるところがございますが、個人情報の保護及び市町村事務の簡素効率化に十分配慮して見直すということで、いろいろな事務が廃止になっています。

最終的に、法定受託事務という位置付けがされた部分が、⑤の枠囲みの中にございますが、幾つかの事務につきまして、「市町村の法定受託事務とする。なお、これらの事務については、できる限り、市町村の事務負担を軽減する方向で見直すこととする。」ということで、なるべく市町村のほうに大きな負担を掛けないという考え方で整理がされております。

こういった考え方を受け、一番下のところですが、市町村のほうに提供する情報の中身 については、法定受託事務の遂行に必要な範囲において、「国民年金市町村事務処理基準に 沿った処理が行えるように、情報を提供する。」という整理をしておるところでございます。

具体的に、今申し上げた処理基準との対応関係がどうなっているのかという細かい点を 整理したものが、4ページでございます。こちらは、個別の説明はいたしませんが、後ほ ど御覧いただければと思います。 続きまして、5ページのところに、「これまで行われた市町村情報照会システムの改善について」ということで書いてございます。

囲みの中にございますように、平成14年4月に市町村PCを稼働して以降、幾つか改善をしてきている中身を記載させていただきました。平成21年4月に国民年金の被保険者情報の日次更新をするようにいたしました。また、カナ氏名と生年月日という形での入力による検索機能の追加も行いました。

今後、このシステムについて具体的な改善提案がある場合には、法定受託事務の範囲に 照らしながら検討したいと思っております。

平成23年に「サーバの更改(予定)」と書いてございますように、システムの回線網、あるいは機構本部に設置するサーバ環境につきまして、この23年度末までに抜本的に見直すということにしておりますので、改善する場合には、そのタイミングに合わせて実施したいと考えております。

一方で、法定受託事務の範囲を超えまして、それに付随する事務ですとか、あるいは相談、ねんきん特別便に係る相談等については、法定受託事務に必要な範囲では対応できませんので、御理解をいただける市町村につきましては、社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置を順次設置させていただいているところでして、5ページの一番下の行にございますように、258市町村のほうに、今、貸出をさせていただいているところでございます。

6ページにまいりまして、市町村情報照会システムのセキュリティの問題です。これは 市町村情報照会システムにつきまして、ウィンドウズ2000などの製品サポートが終了した OSを利用することについて、セキュリティに問題があるということで、この委員会から も御指摘をいただいたわけでございます。これを受けて、可能な限り、本年度中にOSを 更改していただくように、今年の10月18日付の通知でございますけれども、各市町村のほ うに要請させていただきました。

また、この通知の中に記載しておりますが、市町村の情報照会端末の更改には、OSの 更改に伴うパソコンの更改を含めますが、それに必要な経費は、本年度の国民年金等事務 取扱交付金の中で措置することといたしております。

また、6ページの下のところにありますように、最新のOSでありますウィンドウズ7につきましては、今年の12月に対応可能なOSに追加する予定で、今、作業を進めております。

次の、7ページですが、市町村照会電話でございます。こちらにつきまして、機構の設立前、旧社会保険庁の時代には、平成14年4月からですが、それぞれ都道府県単位で集約

して、専任の事務員を配置して体制をとっておりました。社会保険庁廃止後の対応ですが、 こういった専用電話体制は廃止しましたが、各年金事務所のほうに専用の電話番号を設け、 対応しております。対応に当たりましては、拠点を置くような体制はしておりませんので、 専任の事務員は置かず、既定の各年金事務所の国民年金課の職員を中心に行っております。 なお、応答率を把握できるような仕組みにはなっておりません。

今後でございますが、各年金事務所のほうに設けました専用の電話番号を拡充していく という予定は特段ございません。市町村のいろいろな御意見を伺いながらですが、先ほど 御説明しました市町村情報照会システムのほうの改善を逐次図ってまいりまして、そちら の利用を促進していきたいと考えております。

このシステムにつきましても、更なる情報内容の拡充などにつきまして、またいろいろ 改善点があれば、具体的に検討しておきたいと思っています。

簡単ではありましたが、以上でございます。

【郷原委員長】 何か御質問、御意見をお願いいたします。

【内山政務官】 資料2-2の1ページの第2号被保険者の資格喪失情報というところで、私事ですが、政務官になり、社会保険から外れまして、第2号から第1号、妻が第3号でしたから、同じく第1号の手続ということで、市町村に行きましたら、納付書が3か月ぐらい後に送られるという情報を聞いてきたのですが、これは滞納を誘発する大きな原因ではないかと、あまりにも時間が掛かることに関してはどうしてかと非常に考えているんですけど、その辺り、いかがですか。

【町田国民年金部長】 国民年金部長でございます。

納付書の発行につきまして、極力早期にということで考えており、基本的に、第2号の 方が第1号に移られる、または第3号から第1号にという種別変更がなされるときには、 お届けをいただくことになるわけですが、その際、お届けが遅れますと、遅くなるという のは当然ございますが、政務官がおっしゃったように、政務官御自身の件について、3か 月と申し上げているのが、一般的にはなかなかお届けが遅いものですから、大体2か月後 に勧奨状をお送りいたします。さらに、その4か月後に、再度、最終の勧奨状をお送りす るというようなシステムを、今、採っております。

基本的には、御自身のほうから修正変更の届けを出していただければ、3か月まで掛からずに、当然、納付書は発行できると我々は思っております。

【内山政務官】 第2号から第1号に変わるということは、配偶者の分も含めて、2人分を3か月払えなどというと、やはり、サラリーマンにとって非常にきつい金額になってしまうんです。ですから、喪失届が出た段階で、即、納付書は発行すべきだと思いますが、

いかがでしょう。

【町田国民年金部長】 第2号から第1号にという、喪失になりますが、実は第2号でいらっしゃって、会社を辞められて、1か月後または同月内に、更にもう一度会社にお勤めになるというケースも相当ございますので、そういう面では、すぐに納付書を発行ということにできない事情も幾つかございます。

ですから、極力早くということで、今のところ、2か月後には確実に勧奨を差し上げるというようなシステムを採っている状況でございます。

【内山政務官】 これはケース・バイ・ケースがあるわけですから、ずっと自営業をされる方もいれば、そういうときにはやはり窓口で細かな対応をしなければ、これはもう本当に滞納を誘発する大きな原因、行政の失態だと思います。これは少し改善したほうがよろしいのではと私は思います。

【薄井副理事長】 私も私事を話させていただきます。たまたま私の妻が最近、第2号から第1号になったんですが、届出をして、1週間のうちに納付書が来たということもあって、若干、事務処理の時間というのは、やはり地域の業務量などによると思います。

先ほど国民年金部長が御説明したのは、お届けがない方にいつ頃アプローチをするかという話なのですが、御本人が自分はもう第2号から第1号になったという形でお届けをいただいたケースについては、若干のタイムラグはあるということになりますが、できるだけ早く納付書を出すように指導していきたいと思います。

【郷原委員長】 先ほど厚労省からの説明の中の資料2-1の1ページについて、要するに、こういう流れになっていて、自治体のほうで、何か不満なことがあれば、ルートが確保されているのだから、言ってきてもらえばいいという話ですか。

【橋本事業管理課長】 はい。実際に私ども本省のほうでも、個々の自治体なり、あるいは、県内の市長会なり、いろいろな名前で、本省にもたくさんの要望書をいただいております。

別に本省で受けないということでもございませんし、これは、地方厚生局を通じてということでも、実際に地方厚生局のほうで受け付けているものもございますので、それは出していただいて構わないと思います。その辺りの扱いが、どうも不徹底だったようでございますので、私どもとしても、文書できちんと指導したいと思います。

【郷原委員長】 そのような不満とか要望があれば、受けていただくということも、もちろん重要なのですが、我々がここでヒアリングで聞いた限りでは、日本年金機構になってから、社会保険庁時代よりは、現場の対応能力が相当落ちている。だから、自治体との間の連携が、昔よりもうまくいっていないというのが、市町村側の実感のようです。日本

年金機構の出先が、現場で決められない、何でも上に報告しないといけないから、結局、 現場レベルでの協力ができない。そのような問題が、市町村の担当者の間での共通認識だ ということを、このヒアリングの場でも言われていたんですが、そういう現状については、 厚労省はどう認識されているんですか。

【橋本事業管理課長】 従来、行政機関同士であったものが、いわゆる非公務員型の組織に変わったということで、何となくお互いに暗黙の線を引いてしまうような雰囲気というものが、もしかしたらあるのかもわかりません。

ただ、先ほど私も御説明しましたように、実際に市町村と年金事務所の間で、協力連携の計画書作りなり、何なりということを通じて、いろいろな協力の中身を詰めていただくという仕組みは変わりませんし、また、そういったものが交付金にも反映されるような仕組みになっておりますので、是非そういったところをお互いの現場がよく認識をして、活用していくということが大事ではないかと思います。

【草野委員】 そうやって上がった意見、要望などは、どんなふうに生かされるような 仕組みがあるんですか。

【橋本事業管理課長】 これは予算に関わるものもございますし、制度に関わるものも ございますし、いろいろな事務上の取扱いに係るようなものも、いろいろございます。

ですから、私どもは、いろいろ予算編成に当たって、市町村からいただくいろいろな要望を踏まえた、要望の中身の詰めをするとか、あるいは、制度改正のタイミングがある場合、どのような事項の改正をすべきか、局内で議論する場合の材料にさせていただくとか、いろいろな活用の仕方をさせていただいております。

【岸村委員】 何といいますか、今、御説明にもあったのですが、市町村といわゆる年金事務所の関係といいますか、国民が、その部分で期待に応えられない役所だとなったきっかけが、おそらく、2002年の保険料徴収を市町村から社会保険事務所のほうに移した。そうすると、相談でも、過去の分も相談ができなくなるようなことがあって、その後、市町村は、その頃はまだ体制があったんですが、そういう意味では、国が持っている情報、いわゆる記録を市町村にもう少し円滑にもらえれば、その辺りはもっときちんと対応できますと。

ところが、地方分権一括法の趣旨の中では、「いや、そのようなことはしてもらわなくて結構なのだ。部分的に担ってください」と。そうなると、市町村も体制をどんどん落として、今度、機構に変わって、機構サイドも、もちろん人が変わって、今、レベルダウンしていて、これを上げようとしている段階だと思うんですが、そういう意味では、市町村はもう既に、政令市でも係がやっとであると。一般の中小市町村は、おそらく他の業務を兼

務した中での年金業務ですので、市民の方は一番近いため来る。ところが、記録はない。 また、その当時から「第1号しかないです」と。第1号だけで、相談が足りるなどという のはめったになくて、当時は国に物を言うシステムはもっとはっきりあったんですが、そ れでも回答はなかったんです。

そういう意味では、先月も私は申し上げたんですが、今、御説明いただいたもので、これがきちんと機能すれば、うまくいくというのではなくて、市町村は相当深刻に捉えていますので、ある意味、市町村との関係の再構築、やはり市町村はもう一回、人を立て直さないとできないと思うんです。そのための交付金とかその辺りも含めてなんですが、その辺りをきちんとお考えいただくという必要があるのではないか。

ねんきんネットの協力問題も来ていますが、ほとんどの市町村がおそらく「そのような 余力がありません」と言われて、「必要なことはわかるけど、できません」という回答にな ってしまうのではないかと思いますので、その辺りを含めて、危機的な状況だという認識 の下に、これを改善しようというところがないと難しいのではないかと思うのですが、い かがでしょうか。

【橋本事業管理課長】 そういった事務の位置付けというものが変わったことに伴いまして、特に2000年という一つのタイミングを考えてみますと、機を同じくして、逆に介護保険制度が新しくできたりとか、市町村にとっては、そういった別の人員を要するような新しい仕事もできております。そういったところに人を配置換えしたというお話を、私もよく聞いたことがあります。

そういったいろいろな背景があって、逆に年金事務についての経験のある職員がなかなか育ちにくい土壌が、市町村のほうにできてしまったというところが一つあるのかなと思います。人材の育成ということについては、市町村は市町村なりに、またお考えいただきたい部分はございますが、私ども厚生労働省なり、あるいは、日本年金機構のほうで、そういったことに御協力できるような部分があれば、また、いろいろと市町村との話合いの中で、知恵を出しながら検討したいと思います。

【吉山委員】 先ほどの岸村委員の御意見に少し似ているところがあるんですが、資料 2-1の3ページ、役割分担が記載してあります。一般の国民が年金について何か相談を しよう、もしくは、手続をしようとしたときに、自分は、果たして市町村に行けばいいのか、社会保険事務所に行けばいいのか、社会保険事務所と年金事務所の違いもわかっていない方がまだたくさんいらっしゃるので、まずそこで戸惑ってしまうと思うんです。

そこで、今ここできちんと内容を分割してしまって、市町村はこれだけやってください と言われると、国民も相談に行ったとき、例えば、市町村に行けば何かわかると思って行 ったのに、答えが得られない。年金事務所の場所だけを説明されるということもよくある と聞いております。

その点で、連携プレーを充実させていただきたいと思うのが一つと、それでいきますと、 人員の増強等もできないで、市町村では、ウィンドウ・マシン、オンラインシステムの設 置ができるところを順次増やしていくということですと、相談できないところがまだまだ 多い。設置したところは、設置したところで、相談員の人員はまだ足りないと思います。

特に人員を削減したんでしたか。資料2-2、3ページに書いてある負担軽減と、7ページの専任事務員の廃止。これをやっていくと、市町村は、仕事は増える、相談に来る人も多い。それでいて、対応できないという悪循環で苦しむことになると思いますので、国民の目線から言っても、もう少し日本年金機構と市町村との連携プレーをうまくやっていただきたいと思っております。その辺りは変えていかれる予定、もしくは、再検討なさる予定はおありでしょうか。

【石塚理事】 市町村と社会保険事務所、今の年金事務所の役割分担そのものの議論は、 地方分権の大きな流れの中で決まった問題ですので、今すぐそれを見直すというのは、機 構の立場からすると、なかなか難しいのかなと思っています。

ただ、日本年金機構になって、市町村の皆様と距離がやや遠くなったというお叱りを、 私も何回か受けているんですが、一つの要因は、おそらく社会保険庁時代は、都道府県ご とに社会保険事務局という組織がありまして、そこの事務局が全面に出て、県内の市町村 の方々、特に大きな政令市の皆様方などと、いろいろ調整していましたが、その組織がな くなりました。機構もブロック本部という組織がありますし、地方厚生局もブロック単位 なものですから、事務所と市町村のお付き合いは、事務所の皆さんに、市町村の理事者を 回るようにという指導はしているんですが、県単位でのコンタクトのやり方が、少し仕組 みが変わったものですから、まだ慣れていない面があるのかなと思っています。

ただ、機構が発足するときに、特に都道府県、県庁とのいろいろな調整事務もありますので、それについては、各都道府県が県庁所在地の事務所に、そういう調整事務を担当する専任の副所長を置いて、その人間が連携調整を行うという仕組みを作っておりますので、まだ十分動いていない面があるかと思いますが、既存のそういう仕組みを活用しながら、いろいろな場面で、市町村の御協力がないと、特に国民年金は成り立たない業務でございますので、一生懸命やらせていただきたいと思っております。

【吉山委員】 そうしますと、地方に、それぞれ、今までの社会保険事務局があったと 思いますが、それと同じ動きを今、ブロックがしているわけではないですね。

【石塚理事】 先ほど、制度改善要望等もありましたが、当然、同じ機能は、市町村あ

るいは都道府県との連絡調整機能は、地方厚生局とはまた別に、ブロックはブロックごとでいるいろな要望があれば、承って、お伝えしますが、ただ、やはり地理的に少し遠くなったので、その辺りが、機構発足後、やや疎遠になったという御批判を受ける原因になっているのかなという気はしております。その分、県庁所在地の事務所を少し活用して、てこ入れを図っていきたいと思っております。

【村岡委員】 よろしいですか。

資料2-2の2ページに関して、これは内山政務官への意見なのですが、このネットワークはISDNと書いてありますよね。ISDNはいいかどうかは別にして、御承知のように、少なくとも設計段階で、運営管理も含めて日本で一番セキュアなネットワークは住基ネットワークですが、現実、各ネットワークはばらばらです。なぜ住基ネットワークなり、何なりに統一されないんですか。何か事情がおありなんですか。

【内山政務官】 この辺りは答えられる知識は持っておりませんので、事務方で、誰か 持っていませんか。

【村岡委員】 伺いたいのはこの件に関わらず、先ほどのお話をずっと伺ってもそうなのですが、縦割りのものが結構ありますよね。制度を変えるのは難しいでしょうが、技術的なものの縦割りというのは、割と修正しやすいのではないかと思うんです。

【内山政務官】 住基ネットの場合は、使用する範囲というのは、もう決められておりますから、基礎年金と一緒になるということは、多分、決める範囲でできないのだろうと思います。

【村岡委員】 お決めになっている?

【内山政務官】 ですから、今の段階の範囲でいきますと。やはり今後の課題だろうと 思います。どうでしょうか。

【宮島事務室長】 必ずしも具体的なことを承知しているわけではないですが、今、政務官がおっしゃられたように、住基ネットを作るときに、どういう事務をそこに入れ込むのかというのは、かなり議論があって、年金のものも入れるのか、入れないのか、当時の自治省と社会保険庁との間で、かなりの議論があったという話は漏れ聞いております。

今の段階として、住基ネットとして、どこまでの情報が入るかということは、今、一応の線引きができているわけですが、住基ネットのこれからの活用も課題になっていますし、社会保障を含めた全体の情報をどういうふうに整理するかが課題になっているわけなので、そう簡単なことではないと思うのですが、政務官が言われたように、今後の課題として、そういうものが残っているというのが、今できるお答えです。

【村岡委員】 一言だけ。ネットワークは、何の情報が流れているかということを全然

気にしませんので。

【草野委員】 資料2-2の7ページ、やはり市町村と年金事務所がぎくしゃくしていると、直接、国民サービスの低下につながっていくと思うので、まさに、ここの構築をしっかりやっていただきたいと思います。

以前、自治体の方たちのヒアリングのときに、照会システムのセキュリティに関しては、 やはり怖くて、なかなか使い切れないという御指摘があって、そういう御意見をこちらで 申し上げて、10月にOSを公開というようなことになっていったと思うんです。

でも、やはりどこかで信頼性のようなところへの疑問はあるのではないかと思います。 それを拭うため、乗り越えるためには、多分、市町村と年金事務所との間のシステムはできましたが、やはり、間に顔の見える関係といいますか、コミュニケーションがない限りは、乗り越えていけないのではないかと思います。システムはしっかりこれからできますと言っても、やはりそれだけは事足りないことが多くて、問い合わせても、なかなか明快な答えが返ってこない、あるいは、時間が掛かるということは、すぐ解決できることではないような気がするんです。そこは、是非、日本年金機構のほうで、積極的に市町村に働き掛けをしていただきたいというのが、一つのお願いです。

もう一つは、これは質問ですが、相変わらず市町村専用の専任者はいないという体制について、今もそうですし、これからも、そこに関しては、このままの体制でいくというお話がありましたが、やはり、ここの方たちが、以前に比べて非常に知識が少なくて困っているという市町村の指摘がございましたが、この部分のスキルアップというのでしょうか、もう少し、より深い知識を蓄えるための方策は何か考えておられるのでしょうか。

【町田国民年金部長】 今の草野委員の御質問でございますが、今年の1月から、それまであった市町村の照会電話を廃止したわけでございますが、その分、各年金事務所に専用のダイヤルを設け、年金事務所の担当者あるいは職員が、お受けしているという状況でございます。

ただ、その中で、やはり特定業務契約職員や、そういう、新たに機構に採用された職員が受ける場合もありますので、そういう面では、事務所内の職員のスキルアップは当然必要かと思っております。

ただし、そういう面で、市町村からの照会に対する、これまで照会電話があったときには、相当な数の電話をいただいていたわけですので、それが事務所に1本になったというところから、なかなか掛かりづらいということも当然ございまして、その辺りの御要望はいただいているわけですが、実は、機構設立時には、その人数は200人ぐらいいたんですが、それが削られており、新たに増やすということがなかなかできないものですから、事務所

の職員のスキルのアップというところは、今後とも図っていきたいと思っております。

併せて、市町村からの御照会に、いかにうまく対応できるかというところを、確かに、 専任というのはなかなか難しいんですが、専用のダイヤルでわかりますので、そこに掛かってくる電話については、極力、この方が受けるということで対応できればと思っております。

【岸村委員】 そういう意味でいきますと、やはり、機構になって変わったのは、例えば、市町村の、新しく年金業務を担うことになった職員に対する、業務知識を取得する研修があるんですが、これまではおそらく各県の社会保険事務局と市町村が協力してやっていたんです。私も現場に聞きますと、今は事実上は市町村任せと、「もう知りません」と。要するに、これはできないという意味も含めて、今、体制が厳しいというのはよくわかるんですが、やはり市町村に対する研修も担えないような中で、どうやって本当の意味でのスキルアップを図っていくかというのは、非常に難しいのではないかなと思うんです。

足元は非常に大事ですので、是非、その辺りから、共通認識を得て、仕事を進めていく ためにも、まず研修とか制度知識の習得に関しては、もう一度、これはどこになるんです か、センターになるんですか、そちらのほうが主体となって、企画していただくような体 制を作れないものかと思っていますが、いかがでしょうか。

【石塚理事】 当然、市町村から御要望があれば、市町村の皆様方へのいろいろな制度 改正の動向ですとか、あるいは、一般的な初任者の方々の研修等も、事務所で難しければ、 ブロック本部という組織もありますので、そちらのほうの人間で対応しなければいけない ものだと思っておりますので、そういうお話があれば、十分な対応をするようにというこ とで、第一線に指導したいと思います。また、何かいろいろなトラブルがあれば、本部に も言っていただければ、きちんと対応させていただきたいと思います。

【岸村委員】 そうですね、お願いをしているわけではないんですが、ただ、現実、全 国的な問題ですので、是非、本部のほうでも、今、そういう問題は実際にどのように扱わ れているかというのは把握していただきたいなと思っております。

【内山政務官】 冒頭、私が申し上げた納付書が送られてくるのが遅いという話ですが、 ここは今日のテーマで見ますと、市町村との連携というところの不備といいますか、連携 がうまくできていないために、国民年金の納付率が下がっているということもあるのでは なかろうかと思うんですが、現に納付率は下がっていますよね。最後に、その辺りの影響 というのはどうでしょうか。

【石塚理事】 長期的な傾向を見ますと、やはり、市町村から現年度保険料、社会保険 庁に変えたことに伴って、傾向としては下がっているのは事実ですが、そういう中でも、 できる限り、硬い言葉で言えば、協力連携事務ということになりますが、そういう中で、 少しでも窓口にいらした方々に、市町村の御協力をいただいて、納付の働き掛けをしてい ただくとか、そういう形で、少しでもお力をいただきながら、右肩下がりということで、 なかなか低下傾向が止まりませんが、今後とも、回復に努めていきたいと思っております。

【郷原委員長】 それでは、この辺りで、本日の議事は終わりにしたいと思います。 それでは、日本年金機構と厚労省からおいでいただいた方々は、御退出していただいて 結構です。

また、報道関係と傍聴の方も御退室をお願いします。

以上